計量法改正関連
政令、省令、告示

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成十八年九月二十一日　内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第三百五号

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「平成十八年九月三十日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　小泉純一郎

◇　◇

○経済産業省令第八十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）を実施するため、計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月十一日　経済産業大臣　二階　俊博

計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令の一部を改正する省令

計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表独立行政法人情報通信研究機構の項中「電磁波計測部門」を「第一研究部門新世代ネットワーク研究センター」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

◇　◇

○経済産業省告示第二百七十九号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第八十四条の規定に基づき、変更の届出があったので、計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関の指定に関する告示（平成十五年経済産業省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年九月十一日　経済産業大臣　二階　俊博

表中「独立行政法人通信総合研究所」を「独立行政法人情報通信研究機構」に、「電磁波計測部門」を「第一研究部門新世代ネットワーク研究センター」に改める。

JCSS登録
7月分、9月分

（独）製品評価技術基盤機構（NITE）は、計量法トレーサビリティ制度のJCSS事業者を登録した。

◇事業所名＝登録番号／登録の区分／計量器等の区分／事業所所在地の順（7月5日付）

◇㈱チノー標準技術部＝0024／温度／接触式温度計、放射温度計／東京都板橋区熊野町32－8◇㈶日本品質保証機構計量計測センター＝0029／放射線及び放射能／X線測定器／東京都世田谷区砧1－21－25◇㈱ツガミプレジション＝0034／長さ／一次元寸法測定器／新潟県長岡市東高見2－1－2◇新日本製鐵㈱八幡製鐵所西日本キャリブレーションセンター＝0063／長さ／一次元寸法測定器／福岡県北九州市戸畑区飛幡町1－1◇新日本製鐵㈱八幡製鐵所西日本キャリブレーションセンター＝同／質量／はかり／同◇新日本製鐵㈱八幡製鐵所西日本キャリブレーションセンター＝同／温度／接触式温度計／同◇㈶日本品質保証機構関西試験センター＝0071／長さ／一次元寸法測定器／大阪府東大阪市水走3－8－19◇㈶日本品質保証機構関西試験センター＝同／力／一軸試験機／同◇㈶日本品質保証機構関西試験センター＝同／圧力／圧力計／同◇日産自動車㈱計測技術部計量計測グループ＝0074／長さ／一次元寸法測定器／神奈川県厚木市岡津古久560－2◇㈳計量計測技術センター＝0075／長さ／一次元寸法測定器／岩手県盛岡市流通センター北1－8－10◇㈳計量計測技術センター＝同／力／一軸試験機／同◇エスペック環境試験技術センター㈱校正センター＝0101／温度／接触式温度計／兵庫県神戸市北区鹿の子台南町5－2－5◇エスペック環境試験技術センター㈱校正センター＝同／湿度／湿度測定器等／同◇㈱東精エンジニアリング名古屋事業所＝0105／長さ／一次元寸法測定器／愛知県西加茂郡三好町大字打越字新池浦96◇㈱ナガノ計装計測器校正サービスセンター＝0143／圧力／圧力計／長野県上田市富士山2416－27◇㈱コスモス・コーポレイション明野事業所＝0144／電気（直流・低周波）／直流測定器等、低周波交流測定器等／三重県伊勢市小俣町明野319◇㈱エスコアキャリブレーション事業部＝0175／圧力／圧力計／兵庫県明石市二見町南二見5（ノーリツ本社工場内）◇フジノン㈱品質・環境管理部＝0176／長さ／形状測定器／埼玉県さいたま市北区植竹町1－324◇㈲三協エンジニアリング＝0177／力／一軸試験機／神奈川県川崎市宮前区平4－13－3◇横河レンタ・リース㈱テクニカルセンタ計測標準室＝0178／電気（直流・低周波）／低周波交流測定器等／神奈川県相模原市矢部1－27－15（7月10日付）

◇㈶日本品質保証機構計量計測センター＝同／長さ／形状測定器／同（9月6日付）

◇田中貴金属工業㈱伊勢原工場温度計校正室＝0025／温度／接触式温度計／神奈川県伊勢原市鈴川26◇オリンパス㈱品質保証部試験評価センター＝0044／長さ／一次元寸法測定器／東京都八王子市石川町2951◇日本電気計器検定所中部支社＝0049／電気（直流・低周波）／直流測定器等、低周波交流測定器等／愛知県春日井市気噴町20◇日本電気計器検定所関西支社尼崎事業所＝0050／電気（直流・低周波）／直流測定器等、低周波交流測定器等／兵庫県尼崎市若王寺3－12－20◇パナソニックMCE㈱計測標準部＝0057／電気（直流・低周波）／直流測定器等、低周波交流測定器等／神奈川県横浜市港北区綱島東4－3－1◇パナソニックMCE㈱計測標準部＝同／電気（高周波）／高周波測定器等／同◇㈶日本品質保証機構中部試験センター師勝試験所＝0064／長さ／一次元寸法測定器／愛知県北名古屋市薬師寺山浦53－1◇㈶日本品質保証機構中部試験センター師勝試験所＝同／質量／分銅等／同◇㈶日本品質保証機構中部試験センター師勝試験所＝同／温度／接触式温度計／同◇㈶日本品質保証機構中部試験センター師勝試験所＝同／密度・屈折率／浮ひょう／同◇㈶日本品質保証機構中部試験センター師勝試験所＝同／力／計／同◇㈶日本品質保証機構中部試験センター師勝試験所＝同／トルク／トルク計測機器／同◇㈶日本品質保証機構中部試験センター師勝試験所＝同／圧力／圧力計／同◇メトラー・トレド㈱技術サービス事業部＝0077／質量／分銅等、はかり／東京都千代田区三番町3－8◇日本電気ファクトリエンジニアリング㈱計測事業部＝0082／電気（高周波）／高周波測定器等、レーザパワー測定器等／神奈川県川崎市幸区塚越3－484◇助川電気工業㈱校正室＝0083／温度／接触式温度計／茨城県高萩市上手綱3333－23◇㈱佐藤計量器製作所宮城工場校正技術課＝0110／湿度／湿度測定器等／宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘25－1◇ミネベア㈱計測機器事業部＝0130／力／一軸試験機／神奈川県藤沢市片瀬1－1－1◇マツダ㈱本社検査部本社管理課＝0136／長さ／一次元寸法測定器／広島県安芸郡府中町新地3－1◇国華エンジニアリングサービス㈱＝0179／電気（直流・低周波）／直流測定器等、低周波交流測定器等／大阪府大阪市東淀川区豊里4－13－6◇㈱オーバル横浜事業所認定事業室＝0180／流量・流速／気体流量計／神奈川県横浜市金沢区福浦1－9－5◇㈱村田製作所野洲事業所＝0181／電気（直流・低周波）／低周波インピーダンス測定器等／滋賀県野洲市大篠原2288

卸
（各種長さ計）
ノギス・直尺・曲尺・特尺

資料
計量標準の供給開始と校正範囲の拡大(8)

計量行政審議会平成17年度第2回計量標準部会資料より（2646号⑥面のつづき）

校正等の実施について（照射線量等（ガンマ線））

参考資料4

独立行政法人産業技術総合研究所

4．計量法135条第1項に基づく校正実施機関

(2)特定標準器による校正の方法

γ線照射線量の校正は、グラファイト壁空洞電離箱（図1）によって照射線量を測定したγ線照射場に校正機器の検出部を設置し、校正機器の出力から校正定数を求める置換法である。

5．特定二次標準器

(1)γ線用電離箱式照射線量計

(2)特定二次標準器の具備条件

a)軟X線用、中硬X線用電離箱式照射線量計と兼ねるものも可とする。

b)照射線量、又は照射線量率のみのものでもよい。

c)電離箱には、校正基準面の表示があること。

d)指示部は、3・5桁以上のデジタル表示のものであること。

e)アンプ出力を直接読みだせること。

f)性能は、次に適合すること。

レスポンスの再現性：1・0％以下。チルト特性（γ線用）：0・5％以下。線量率特性（各領域共通）：0・5％以下。ステム効果（γ線用）：0・5％以下。目盛りの直線性（各領域共通）：0・5％以下。エネルギー依存性（γ線用）：±2％以内。

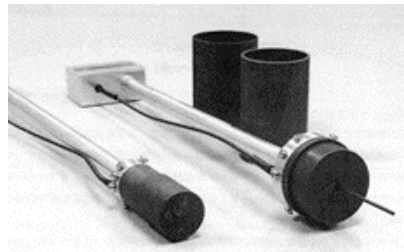

図1　グラファイト壁空洞電離箱

(2)特定標準器による校正等の期間（校正等の周期）

2年

6．トレーサビリティの体系図及び測定の不確かさ

(1)トレーサビリティの体系図

（次表参照）

(2)測定の不確かさ

①特定標準器による校正等における測定の拡張不確かさ（$k=2$）は、1・0％～1・6％を予定している。

②登録事業者が行う校正における測定の拡張不確かさ（$k=2$）は、3％程度を想定している。

▶トレーサビリティの体系図

特定標準器	グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置
特定二次標準器	γ線用電離箱式照射線量計
登録事業者が校正する計量器	医療用線量計、サーベイメータ、個人線量計、エリアモニター等

（おわり）